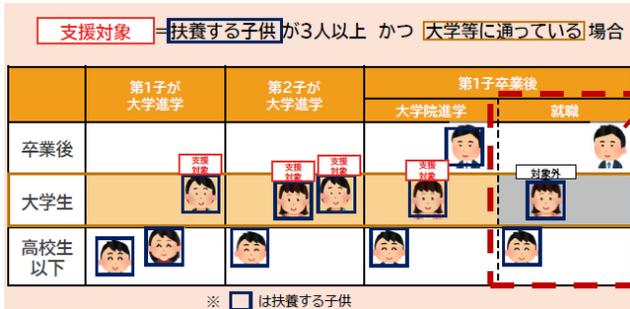


修学支援新制度(給付奨学金・授業料等減免/多子世帯授業料等無償化)について(令和7年3月時点)

1. 生計維持者の住民税情報(収入・扶養親族数)基準年<マイナンバーから取得(確定済の住民税課税情報にて判定)>

申請対象年度及び学期		収入判定基準年(給付奨学金該当者)	扶養人数基準年
令和7年度 (2025年度)	前期	令和5年(2023年)分 (令和5年1月1日~12月31日)	令和5年(2023年) 12月31日時点
	後期	令和6年(2024年)分 (令和6年1月1日~12月31日)	令和6年(2024年) 12月31日時点

対象となる多子世帯の考え方(令和7年前期に申請する場合)



文部科学省Q&A資料抜粋

- (例1) 令和5年12月31日時点で第1子が扶養から外れている場合、第2・第3子は**支援対象外**。
※ 現行制度における資産・世帯年収に応じた支援は受けられる可能性があります。
- (例2) 第1子が令和7年3月に卒業し、4月に就職した場合、令和7年度大学在学者は令和8年度前期まで**授業料等無償化支援対象**となり申請可。
※ ただし以下3点を満たす学生であることが前提。
① 世帯資産3億円未満② 令和5年12月31日時点の扶養人数に第1が含まれる③ 年度末の学業成績が基準以上)
- (例3) 令和5年12月31日時点の扶養人数が、生計維持者より**年下の親族**※を含んで3人以上の場合は支援対象。
※ 申請者の兄・姉、生計維持者の弟・妹(叔父・叔母)等を想定。生計維持者の配偶者は除く。

扶養人数確認方法 (令和7年前期申請の場合)

<p>令和6年度住民税決定(変更)通知書 または 令和6年度住民税の特別徴収税額決定(変更通知書)</p> <p>令和 年度 給与所得等に係る市町村住民税・道府県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)</p>	<p>マイナンバーで確認できる 令和6年度地方税情報</p> <p>個人住民税情報 課税年度 2023</p> <p>~ 中略 ~</p> <p>扶養控除情報 一般 特定 老人 同老 16歳未満扶養者数</p>	<p>令和6年度住民税課税証明書</p> <p>令和5年度(令和4年分) 市・県民税 所得・課税証明書(簡)</p>	<p>令和5年分 給与所得の源泉徴収票</p>
--	---	--	-----------------------------

● 誰を扶養しているかが不明な場合は、**令和5年(2023年)**分の「源泉徴収票」又は「同年分の確定申告書」の写しをご確認ください。「控除対象扶養親族」や「16歳未満扶養親族」の欄に書かれている方が、扶養親族です。
※ 扶養親族の内、生計維持者の配偶者や生計維持者より年上の親族を除く

2. 適格認定について

家計 … 生計維持者と本人の経済状況(マイナンバーにより取得した住民税等情報や申告された資産額)等に基づき、毎年度10月に支援区分の見直しが行われます。
取得年(基準年)の情報によって、支援対象外になることがあります。

学業 … 年度末に学業成績等を確認し、次年度の支援継続可否について確認を行います。
学業成績等が基準を下回る場合、支援を打ち切られる場合があります。

3. 申請について (学部生のみ)

日本学生支援機構より、大学へ申請方法等の詳細が届いてから、学務情報システムを通じて申請書類の配布方法や受付スケジュール等をお知らせします。(3月中旬以降を予定)

また、本制度にご不明点がある場合は**4月9日(水)開催の奨学金説明会にお越しください**。

※ 現時点でホームページでお知らせしている情報以外にご案内できる内容はありません。
在学生及び新入生問わず、本件に関する個別のお問合せはお控えください。

文部科学省HP →



日本学生支援機構HP →



岐阜大学HP →
(修学支援新制度関連)



学務部学生支援課

◆ 修学支援新制度の支援内容

所得区分 (年収目安)	資産要件	1子・2子世帯			多子世帯		
		給付		授業料等 減免	給付		授業料等 減免
		自宅通学	自学外通学		自宅通学	自学外通学	
～270万円	第Ⅰ区分	29,200円	66,700円	満額	29,200円	66,700円	満額
～300万円	第Ⅱ区分	19,500円	44,500円	2/3	19,500円	44,500円	満額
～380万円	第Ⅲ区分	9,800円	22,300円	1/3	9,800円	22,300円	満額
～600万円	第Ⅳ区分	不採用/停止			7,300円	16,700円	満額
600万円～	区分外	不採用/停止			無し		満額

◆ 第一種貸与奨学金と併せて支援を受ける場合の貸与額(併給調整)

区分	第1子・第2子世帯		多子世帯	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分/第Ⅱ区分	0円	0円	0円	0円
第Ⅲ区分	20,300円	13,800円	0円	0円
第Ⅳ区分	調整なし(区分外)		0円	0円
区分外	調整なし		300円	6,300円

併給調整により
貸与額が0円であっても、
返還誓約書等の書類提出
は必要です。
(区分見直しにより貸与再開の
可能性があるため)

◆ 自宅外通学の取扱(要件)

学生等本人の居住に係る**家賃が発生**し、かつ**自宅外月額**の要件の**いずれかに該当する場合**

自宅外月額の要件（実家から大学までの目安）

- ・通学距離が片道60km以上 または 通学時間が片道120分以上 または 通学費が月1万円以上
- ・通学時間が片道90分以上であって、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当たり1本以下
- ・その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合

◆ 収入基準の確認（進学資金シミュレーター）

申込前に、収入基準を満たしているかを日本学生支援機構HP特設サイトにて**保護者と一緒に確認**してください。

令和7年(2025年)春の申込を希望する場合、**令和5年(2023年)の情報**を入力してください。
令和5年(1～12月)の世帯収入金額及び令和5年12月末時点の世帯情報(扶養人数)



シミュレーションは
こちらから↓